

## 閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和5年5月16日（火） 8：24～8：37

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：岸 田 文 雄 内閣総理大臣  
松 本 剛 明 国務大臣（総務大臣）  
齋 藤 健 国務大臣（法務大臣）  
林 芳 正 国務大臣（外務大臣）  
鈴木 俊 一 国務大臣（財務大臣、内閣府特命担当大臣）  
永 岡 桂 子 国務大臣（文部科学大臣）  
加 藤 勝 信 国務大臣（厚生労働大臣）  
野 村 哲 郎 国務大臣（農林水産大臣）  
西 村 康 稔 国務大臣（経済産業大臣、内閣府特命担当大臣）  
斉 藤 鉄 夫 国務大臣（国土交通大臣）  
西 村 明 宏 国務大臣（環境大臣、内閣府特命担当大臣）  
浜 田 靖 一 国務大臣（防衛大臣）  
松 野 博 一 国務大臣（内閣官房長官）  
河 野 太 郎 国務大臣（デジタル大臣、内閣府特命担当大臣）  
渡 辺 博 道 国務大臣（復興大臣）  
谷 公 一 国務大臣（国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣）  
小 倉 將 信 国務大臣（内閣府特命担当大臣）  
後 藤 茂 之 国務大臣（内閣府特命担当大臣）  
高 市 早 苗 国務大臣（内閣府特命担当大臣）  
岡 田 直 樹 国務大臣（内閣府特命担当大臣）  
陪 席 者：木 原 誠 二 内閣官房副長官  
磯 崎 仁 彦 内閣官房副長官  
栗 生 俊 一 内閣官房副長官  
近 藤 正 春 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

- 一般案件 2件
- 国会提出案件 1件
- 公布（法律） 3件
- 政令 1件
- 人事 3件

いずれも、案件表のとおり、決定となった。

議事内容：

○松野国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、木原副長官から御説明申し上げます。

○木原内閣官房副長官：国会提出案件について、申し上げます。質問主意書に対する答弁書について、お手元の資料のとおり、御決定をお願いいたします。

次に、法律の公布について、御決定をお願いいたします。「GX推進法」外2件が、12日の衆議院及び参議院本会議において、可決成立したものであります。

次に、政令について、御決定をお願いいたします。「消費生活用製品安全法施行令の一部改正令」は、一般消費者の身体等に、特に危害を及ぼすおそれが多いとされる特定製品に磁石性娯楽用品及び吸水性樹脂製玩具を追加するものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、厚生労働大臣政務官本田顕子に、第76回世界保健総会日本政府代表を命ずること等について、御決定をお願いいたします。

次に、裁判官人事といたしまして、兼官を免ずるもの外1件について、御決定をお願いいたします。

次に、織田政夫外158名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。なお、元日本アイ・ビー・エム株式会社社長椎名武雄を従三位に叙するものがあります。

次に、件名外案件について、申し上げます。まず、「円借款の供与に関する書簡」をベトナムとの間で交換することについて、御決定をお願いいたします。本件は、「公共交通インフラ改善計画」外2件に約610億円を限度とする円借款を供与することについて、取り極めるものであります。なお、相手国政府との書簡交換まで不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。

次に、「無償資金協力に係る取極の締結」について、御決定をお願いいたします。本件は、我が国と相手国政府等との間で実質的な合意をみた無償資金協力を取りまとめたもので、11か国、5機関に対する計18件、総額約211億円の贈与等を行うものであります。個々の案件につきましては、先方との書簡交換までそれぞれ不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。なお、締結状況は適宜取りまとめ、別途、閣議に御報告することといたします。

○松野国務大臣：次に、外務大臣から御発言がございます。

○林国務大臣：シリアにおける地震被害、スーダン周辺国における難民・帰還民及び大湖地域における難民等に対し、生活必需品、食料、保健、水・衛生分野などの支援を行うため、緊急無償資金協力として、合計1,300万ドルの緊急無償資金協力を行うこととします。

○松野国務大臣：これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。まず、高市大臣。

○高市国務大臣：5月12日から5月14日まで、G7仙台科学技術大臣会合を開催しましたので御報告いたします。本会合では、ウクライナ復興支援に関してG7で協調して取り組むことを確認するとともに、「信頼に基づく、オープンで発展性の

ある研究エコシステムの実現」をメインテーマとして議論しました。オープン・サイエンスの拡大で協力すること、スペースデブリ対策など地球規模の課題を解決するために国際協力を促進することについて合意し、また、不正な知識・技術の移転等のリスクに対し、必要な場合は低減措置を効果的に適用するために、更なる努力が必要であることについて共通の認識を得て、共同声明を取りまとめました。今回取りまとめた共同声明に基づき、G 7 各国と連携し、引き続き、科学技術・イノベーション政策を推進してまいります。

○松野国務大臣：次に、財務大臣。

○鈴木国務大臣：5月11日から13日まで、G 7 新潟財務大臣・中央銀行総裁会議を開催しました。今回の会議では、ウクライナへの支援を含む、ロシアによるウクライナに対する侵略戦争への対応や、金融セクターの動向、途上国の債務問題といった喫緊の課題、また、気候変動、国際保健、経済安全保障、金融デジタル化、国際課税等に係る世界経済の強靱化のための取組について、幅広く議論を行いました。加えて、新たな試みとして、G 7 諸国とパートナー国との対話の場を設け、新興国・途上国の直面する課題や、持続可能で包摂的な成長のための国際協力の強化等について有意義な意見交換を行いました。また、ランチセミナーでは、所得・富の平等や持続可能性といった多様な価値を踏まえた経済政策の在り方について議論しました。こうした一連の議論の結果を共同声明として取りまとめ、広島サミットにつながる多くの具体的な成果に合意することができたと考えています。本年の日本議長国下でのG 7の成功に向けて、引き続き取り組んでまいります。

○松野国務大臣：次に、文部科学大臣。

○永岡国務大臣：5月12日から15日まで、G 7 富山・金沢教育大臣会合を開催しましたので御報告いたします。本会合では、G 7 各国間で「民主主義や自由、法の支配や平和の礎」としての教育の普遍的価値を改めて共有しつつ、持続可能な社会の創り手を育むこと、コロナ禍やウクライナ侵略で停滞した国際的な人的交流の促進に向けて協働して取り組むこと、ウクライナも含め危機的な状況にある子供や学生が質の高い教育にアクセスできるよう取り組むこと、生成AIを含めた近年のデジタル技術の急速な発達教育に与える正負の影響を認識すること等に合意し、「富山・金沢宣言」を取りまとめました。今回の会合の成果を、今月の広島サミットへもつなげていくとともに、G 7 各国と連携し、引き続き教育を巡る諸課題への対応に努めてまいります。

○松野国務大臣：次に、厚生労働大臣。

○加藤国務大臣：5月13日から14日まで、長崎県長崎市において、G 7 各国及びEUに加え、招待国としてインド、インドネシア及びベトナムが参加するG 7 長崎保健大臣会合を議長として主宰し、全日程を成功裏に終了いたしました。本会合では、「より健康な未来に向けた協働」をテーマに、将来の健康危機の予防・備え・対応のための国際的な協力の強化、世界全体のユニバーサル・ヘルス・カバレッジ達成へのさらなる貢献及びこれらを下支えするためのヘルス・イノベーションの促進について、G 7 としての共通の方向性を確認し、会合の結果をG 7 長崎保健大臣宣

言として取りまとめました。また、期間中に、各国大臣とそれぞれ会談を行いました。今後、国際的にも協調を図りながら、必要な政策を進めてまいります。

○松野国務大臣：ほかに御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。



資料あり ○東京商船大学名誉教授織田政夫外158名の叙位  
又は叙勲について（決定）

〔○署名あり ☆署名なし〕

件名外案件

〔令和5年〕  
5月16日 (火)

◎一般案件

- 資料なし
- 円借款の供与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の3の書簡の交換について (決定) (外務省)
  - 〃 ○無償資金協力に係る取極の締結 (令和5年度第2次取りまとめ分) 等について (決定) (同上)

[○署名あり ☆署名なし]